

## 栃木市文化会館 施設等利用料の改正について

令和元年10月1日より施行されます消費税増税により、栃木市文化会館の施設利用料・附属設備備品利用料・冷暖房費利用料の改正を行うこととなりました。

令和2年4月1日以降の施設のご利用については、原則として、改正後の利用料金が適用となります。

今後の取扱いについては下記のとおりとなりますので、利用者の皆様には、なにとぞご理解いただきますようお願いいたします。

### 1. 改定日 令和2年4月1日

### 2. 事務処理

#### 施設等利用料

内 容		運用する利用料金表	判断基準及び留意事項
利用承認に関する事 こと	4月1日以降の利用について、 <u>3月31日までに利用承認</u> した場合の施設利用料	旧利用料金表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設利用料は、利用承認日をもって判断します。(4月1日以降、施設利用料に影響がある変更の申し出があった場合には、新利用料金表の適用となります。)</li> <li>・4月1日以降の申請書提出については、新利用料金表が適用されます。</li> </ul>
	4月1日以降に利用承認した場合の施設利用料	新利用料金表	
利用承認変更に関する事 こと	4月1日以降の利用で、施設利用料に影響がある変更について、 <u>3月31日までに変更承認</u> した場合の施設利用料	旧利用料金表	変更後の施設利用料は、変更承認日をもって判断します。(4月1日以降の利用で、3月31日までに変更承認したものであっても、4月1日以降、再度変更の申し出があった場合には、新利用料金表の適用となります。)
	4月1日以降の利用で、施設利用料に影響がある変更について、 <u>4月1日以降に変更承認</u> した場合の施設利用料	新利用料金表	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・附属設備備品利用料</li> <li>・冷暖房費利用料</li> </ul>		新利用料金表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4月1日以降の利用については、新利用料金表の適用になります。</li> <li>・3月31日までに附属設備備品利用料・冷暖房費利用料が確定し、前納を希望する場合は、旧利用料金表の適用となります。</li> </ul>